

ウェブ会議等を利用した弁論準備手続と和解期日の見直し

弁論準備手続の見直し

(現行法)

- ウェブ会議や電話会議による当事者の出頭を認めるためには、当事者が「**遠隔の地に**居住しているときその他相当と認めるとき」という要件を満たす必要がある（現 § 170Ⅲ）。
- ウェブ会議や電話会議により手続を実施するには、**当事者のどちらか一方**は裁判所に**現実に出頭**する必要がある（現 § 170Ⅲ）。
 - ← 当事者が遠隔地に居住していなくとも、事案の内容等に鑑み、ウェブ会議等の利用を認めても差し支えない事案はある
 - 当事者の利便を向上するとともに、迅速な手続を実現する観点からは、当事者双方ともにウェブ会議等により手続に参加することを認めることが望ましい

(改正法の内容)

- **遠隔地要件を廃止**し、その要件を端的に「相当と認めるとき」に改める。
- 「**当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。**」との要件を**廃止**し、当事者双方がウェブ会議や電話会議を利用して、弁論準備手続に出席することを可能とする。（以上、新 § 170Ⅲ）

和解期日の見直し

(改正法の内容)

- 和解の期日に、ウェブ会議・電話会議を利用して当事者が出席が可能（新 § 89Ⅱ）
- ※ 訴訟指揮権に関する規定など和解期日に関する規定を整備